平成２８年度第１回白井市地域公共交通会議

日時：平成２８年７月１４日（木）
午前１０時
場所　白井市役所　３階第２会議室

次　　第

１　開　会

２　議　事

・循環バスの見直しについて

３　その他

４　閉　会

平成２８年度
第１回白井市地域公共交通会議資料

循環バスの見直しについて

平成２８年7月１４日

1　市の公共交通施策の位置づけ

●白井市第５次総合計画　（計画期間：平成28年度～37年度）

【将来像】ときめきと みどりあふれる 快活都市

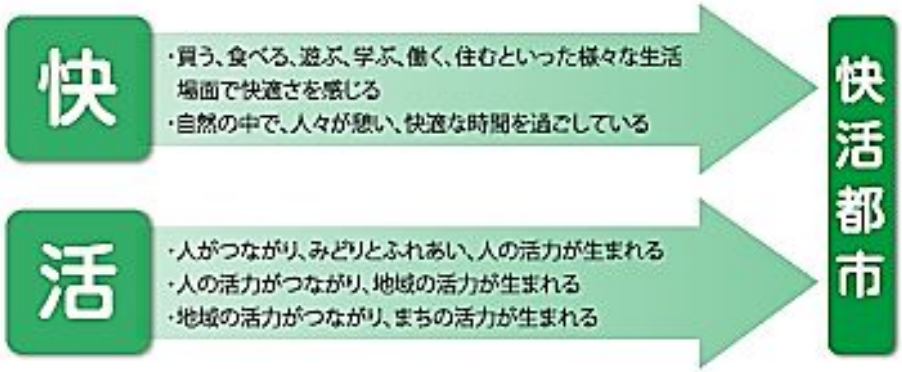

重点戦略３　拠点創造プロジェクト
３　拠点がつながるまちづくり

✔利便性の良い交通ネットワークの確保

拠点間を移動しやすいよう、北総線運賃対策をはじめ、循環バス・鉄道など交通ネットワークの利便性の向上を進めます。

将来都市構造図

・田園風景が残る「緑農ゾーン」と緑の中で市街地が形成されている「緑住ゾーン」それぞれの魅力、特性にあったまちづくり

・中心都市拠点では、コンパクトでにぎわいのある拠点づくり

・生活拠点では、地域住民の暮らしを支える拠点づくり

・各地域と中心都市拠点や生活拠点を結びつける軸や市内の様々な特性をもった地域が交流できる軸の整備

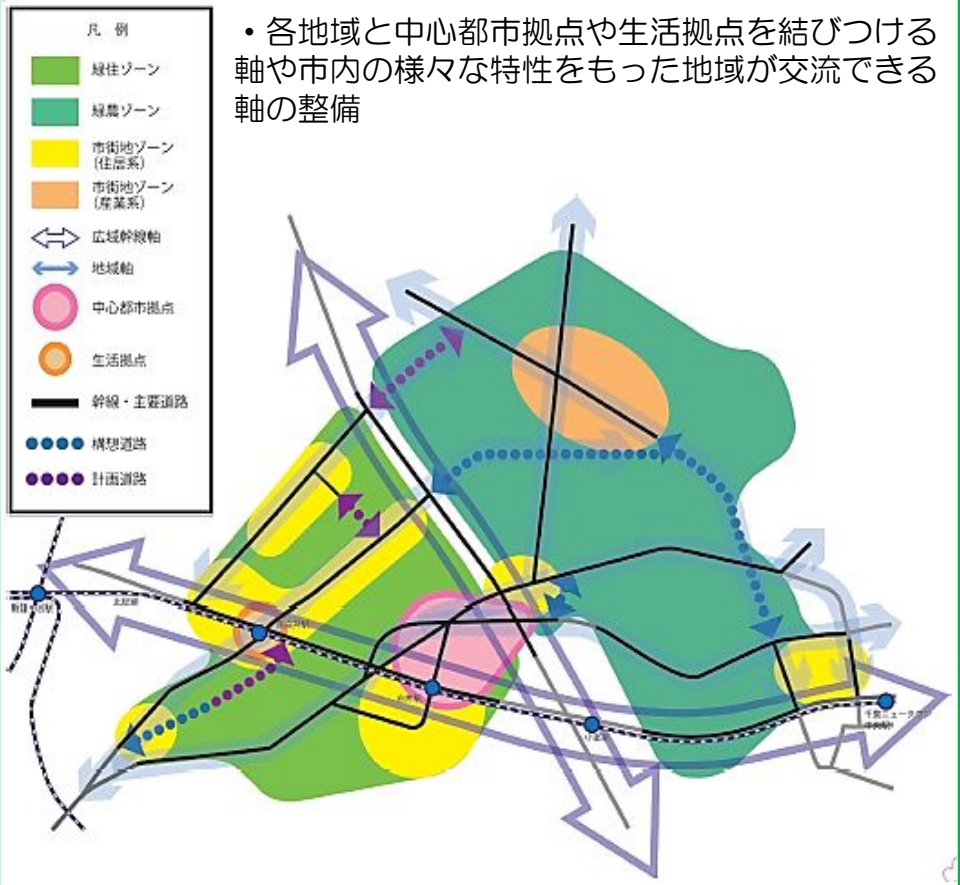

●白井市都市マスタープラン（計画期間：平成28年度～47年度）

土地利用の方針

市街地において必要となる機能が全て整った土地利用を目指すのではなく、それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備しつつ、ネットワーク化を図ることで相互に補完しあう機能補完連携型の土地利用を目指す。

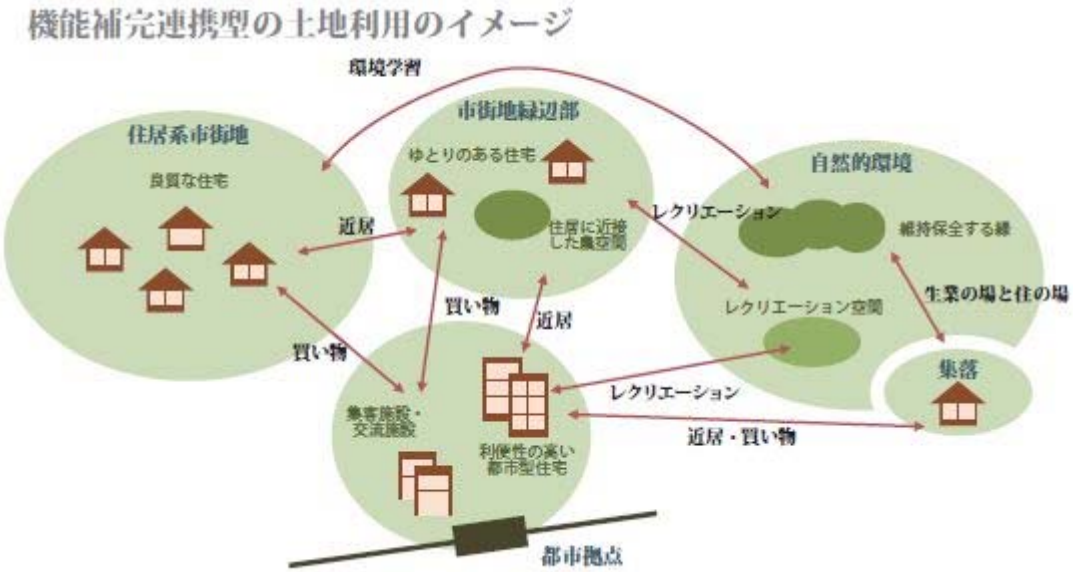

＜参考＞第１３回住民意識調査
市の取組に対する満足度と重要度

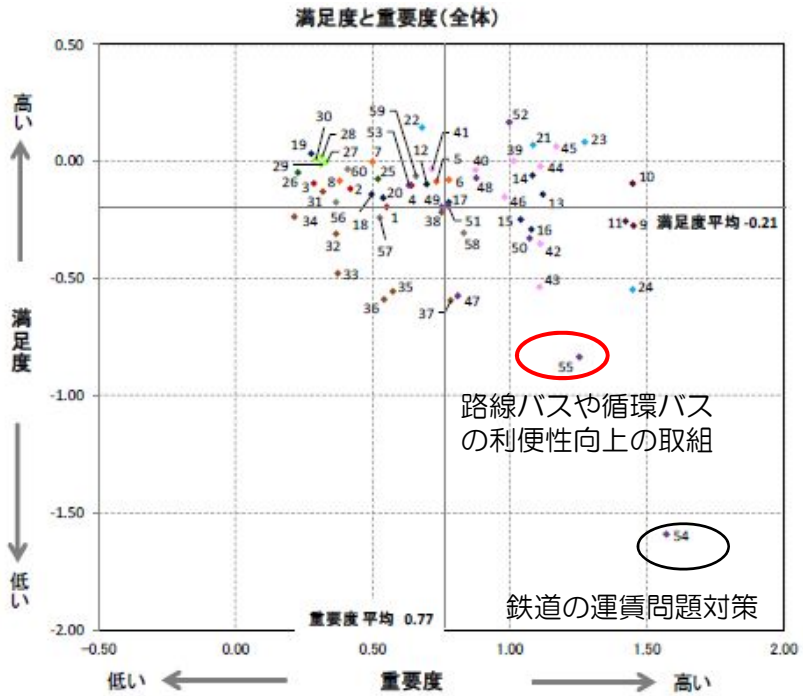

都市づくりの戦略プラン３　拠点がつながる都市づくり

✔拠点・交流の場のネットワーク

それぞれの拠点・交流の場をネットワーク化するため、（中略）集落間や市街地と交通ネットワークの整備を進めます。

【主要な取組】

・公共交通について利便性向上の促進

まちづくりとの連携のもと、循環バスの利便性向上に向けた取組を検討

2　本市の公共交通を取り巻く環境の変化

（1）人口

- 総人口は、平成32年の65,500人をピークに減少する見込み。
- 高齢者人口は増加し続ける一方で、年少人口と生産年齢人口は減少する見込み。
- 平成47年には、高齢化率は31.7%と、約3人に1人が高齢者となる見込み。

市の将来人口と人口構成

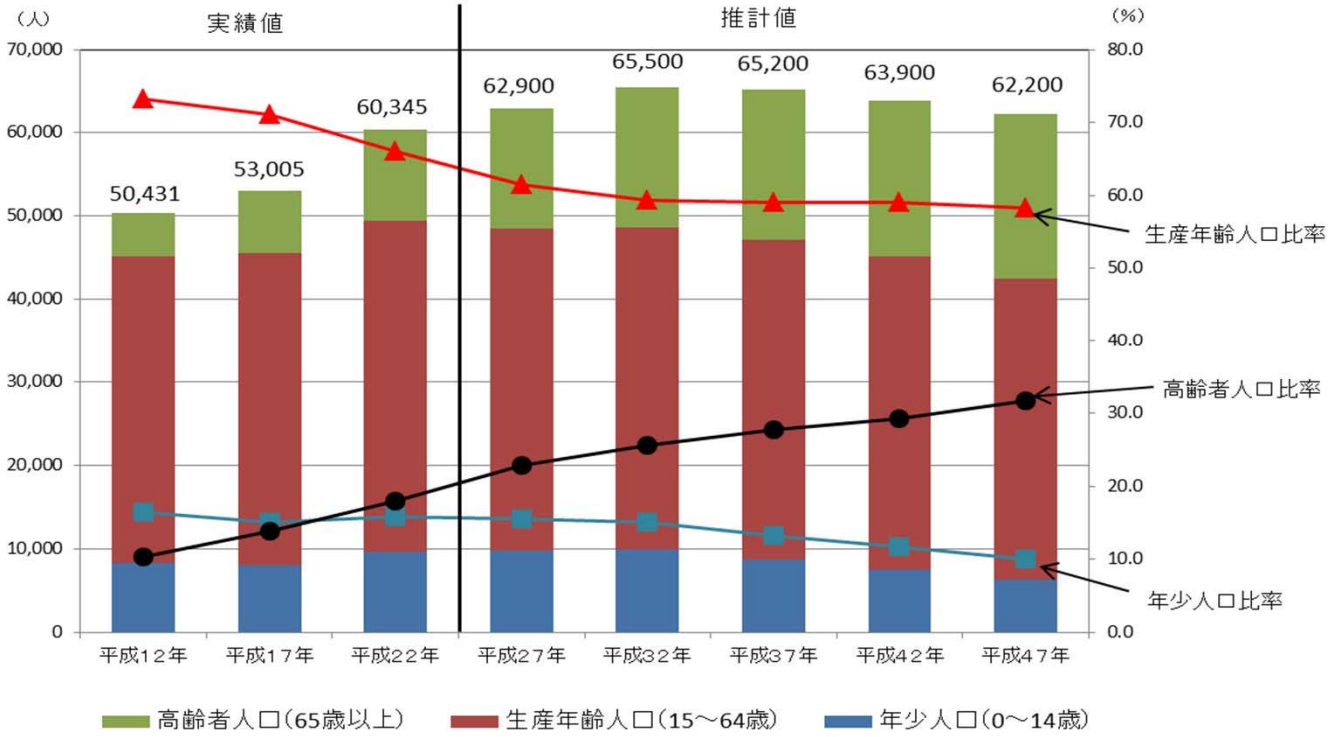

（資料）人口推計報告書

（2）人口分布（100mメッシュ）

平成27年3月末時点

✔ 白井・西白井駅周辺のニュータウン地区、桜台地区、冨士地区、西白井ベリーフィールドに人口が集中している。

✔ 国道１６号線より北側のエリアを中心に、広範囲に人口が20人未満の低密度なエリアが広がっている。

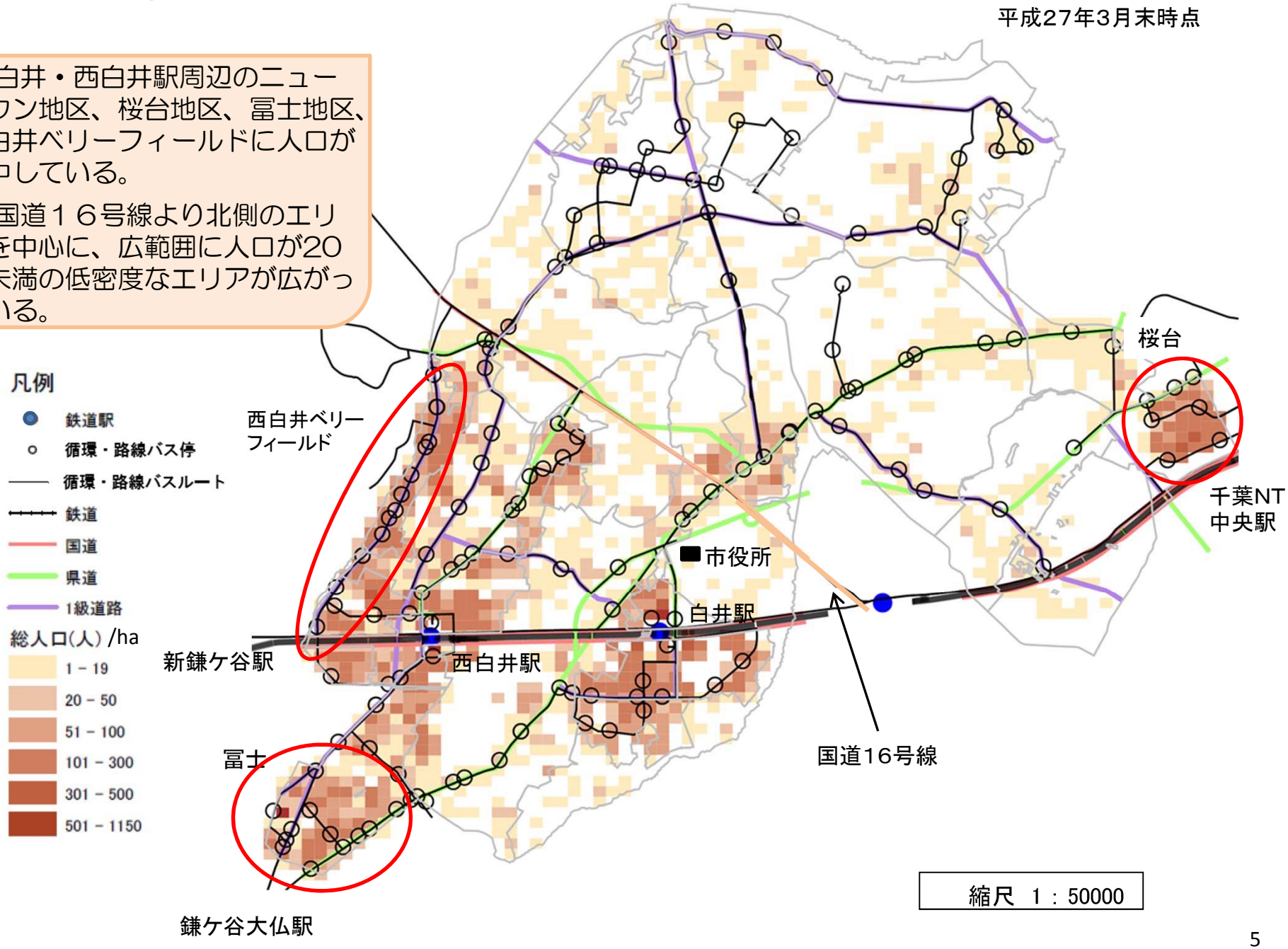

（3）高齢化率（高齢化率（65歳以上）100mメッシュ）

平成27年3月末時点

✔ 西白井ベリーフィールドや桜台は高齢化率が低い。

✔ 白井駅・西白井駅周辺では概ね30％程度と高齢化が進んでいる。

✔国道１６号線より北側の低密度な居住エリアでも高齢化が進んでいる地域が点在している。

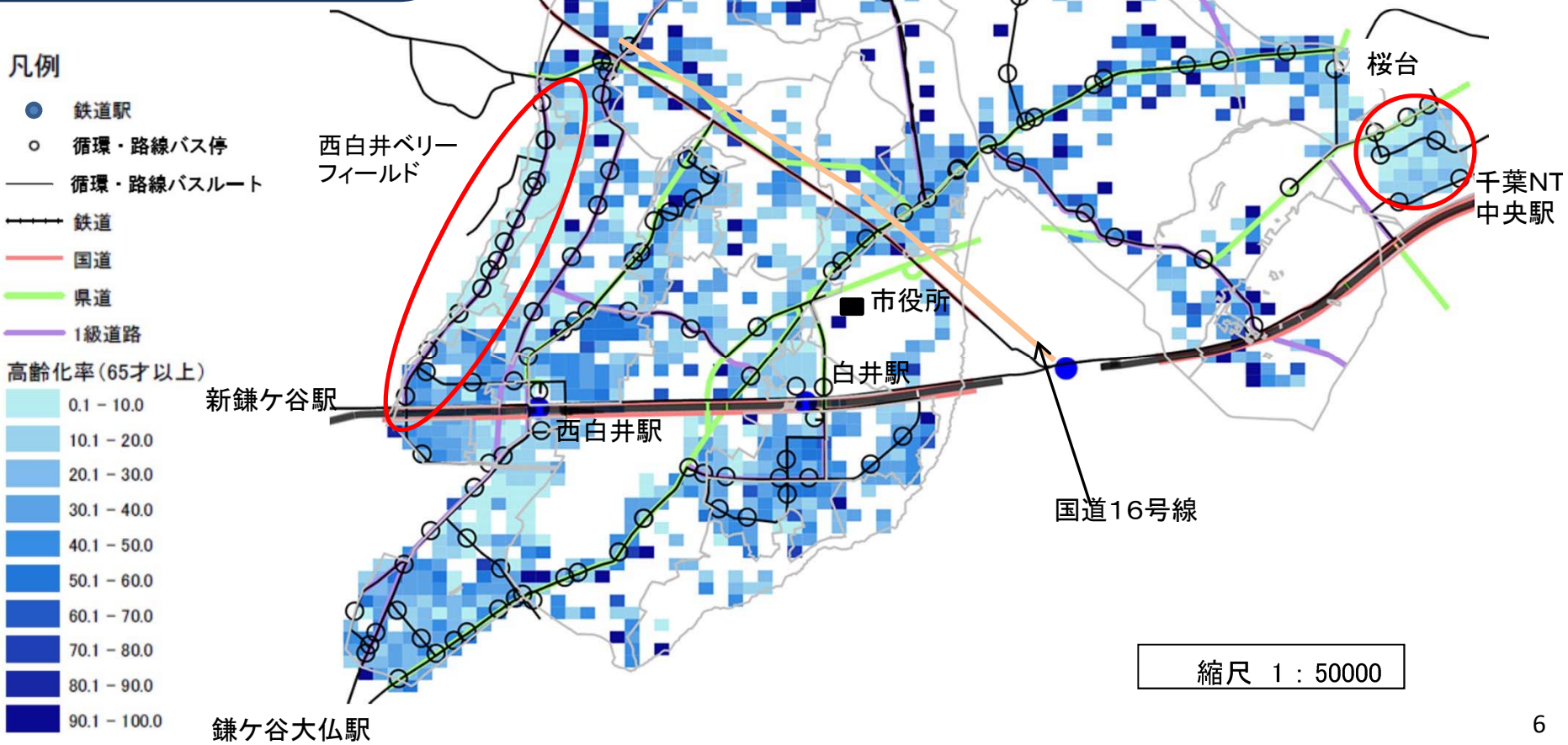

（4）後期高齢化率（後期高齢化率（75歳以上）100mメッシュ）

平成27年3月末時点

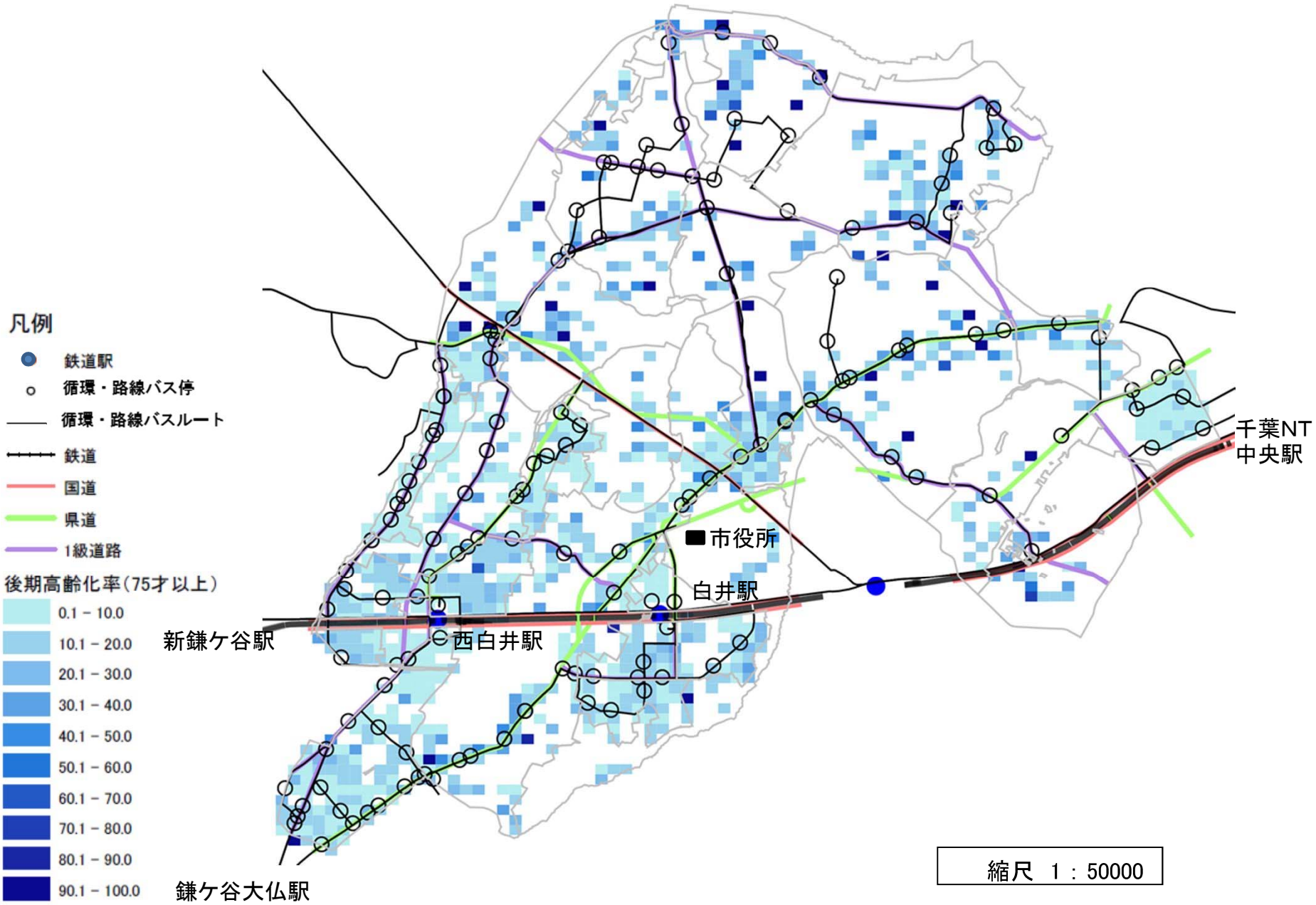

(5)市役所周辺の拠点機能強化

市役所周辺に、病床数100床以上の病院が２つオープンし、市役所や白井駅を中心とした拠点機能が強化

- 千葉白井病院　　H27.12.1開院
- 白井聖仁会病院　H28.12.1開院

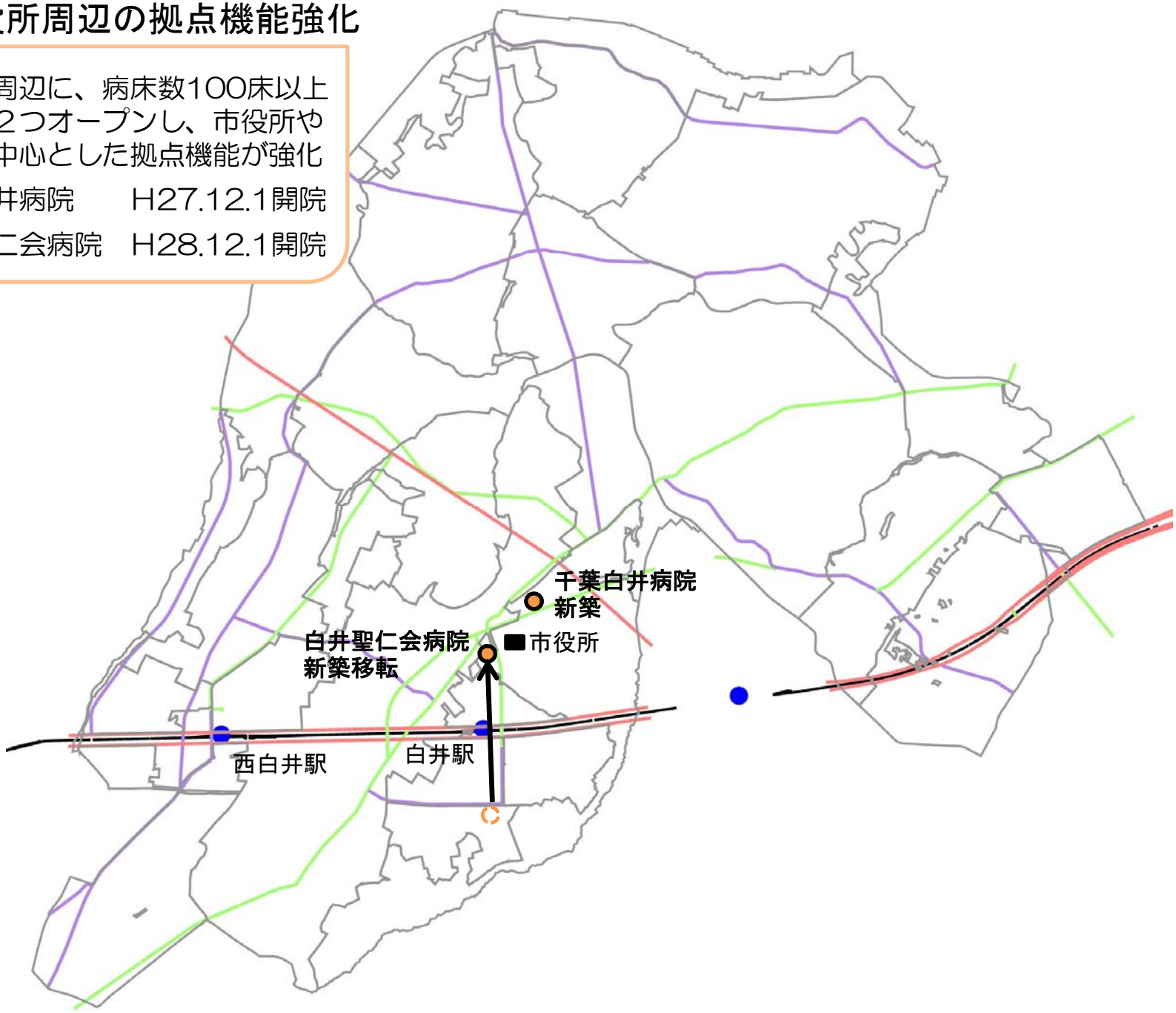

3　社会情勢の変化

（１）交通政策基本法の制定（H25.11月）

・交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにするもの。

・国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが需要であるとの基本認識の下で、交通に関する施策を推進していかなければならない等の基本理念を定めている。

（２）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）の改正（H26.5月）

・人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが重要である。

⇒<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>

・交通政策基本法の基本理念に則り、地方公共団体が中心となって、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築し、持続可能な地域公共交通網の形成を推進する。

⇒<u>地域公共交通網形成計画等の策定等</u>

【コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ】

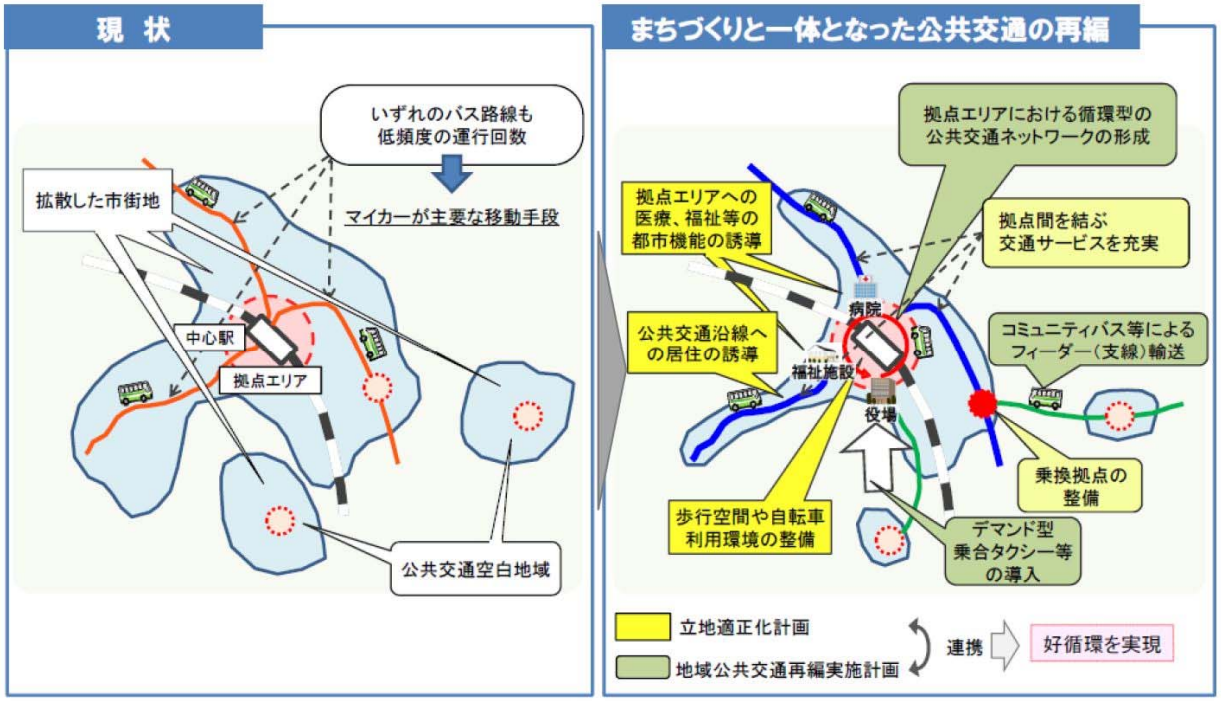

（資料）国土交通省

4　本市の公共交通の現状

（１）公共交通の種別と役割

種別		交通モード	役割等
基幹交通		鉄道	広域な都市間を結び大量輸送が可能な交通手段であることから、本市の公共交通網の骨格となる路線であり、基幹交通として重要な役割を担う。
地域内交通	幹線	路線バス	日常の身近な交通手段として市内及び市外の鉄道駅や主要施設等を結び、地域内の幹線交通としての役割を担う。
	支線	循環バス	交通弱者の移動手段の確保、交通空白地域や交通不便地域の解消、公共施設等の利用促進を目的とし、市民の日常の身近な交通手段として路線バスを補完する役割を担う。
		タクシー	ドア・ツー・ドアの運行サービスにより、行き先や時間など個別需要に応じた役割を担う。
福祉交通		福祉タクシー・介護タクシー	高齢の方や身体の不自由な方が外出する際に利用できるタクシーサービスで、その外出を支援する役割を担う。
		福祉有償運送	車いすで乗車できる自動車により、高齢者等の市役所、病院などへの送迎を行い、その外出を支援する役割を担う。

（２）鉄道

概要

・北総線１路線（市内駅：白井駅・西白井駅）が運行している。

・上りは、京成線・都営浅草線・京急線を通して、都心や羽田空港に直結し、下りは、成田空港線を通して成田空港に直結している。

・上り下りともに、５時台から０時頃にかけて概ね１時間に３本（朝夕ピーク時は５・６本）の頻度で運行している。

利用状況

・平成２６年度の１日平均乗車人員は、西白井駅が約6,000人、白井駅が約5,000人である。

・１日平均乗車人員の推移をみると、西白井駅・白井駅ともに緩やかな減少傾向にある。

※平成１９年にかけては、西白井ベリーフィールドや白井駅前マンションへの入居が進んだため、乗車人員が増加している。

駅別１日平均乗車人員の推移

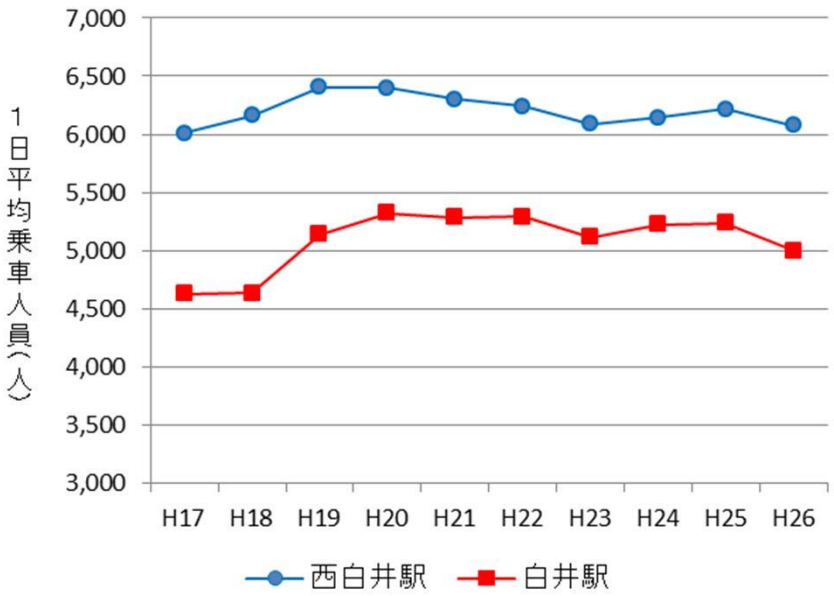

（３）路線バス

概要

・ちばレインボーバス４路線（８系統）と船橋新京成バス１路線（３系統）が運行している。

・運行時間や便数は路線によって異なるが、概ね5・6時台を始発として、20～22時台にかけて運行している。

《ちばレインボーバス》

路線	起点	主な経過地	終点
白井線	白井車庫	白井市役所・白井駅・白井新田・冨士栄・鎌ケ谷大仏駅	西船橋駅
	白井駅	白井新田・冨士栄・鎌ケ谷大仏駅	西船橋駅
鎌ケ谷線	白井駅	白井保育園・白井工業団地・富塚・新鎌ケ谷駅	鎌ケ谷市役所
	白井車庫	白井保育園・白井工業団地・富塚	高柳駅
	白井車庫	白井保育園・白井工業団地・富塚	五香駅
	白井車庫	白井保育園・白井市役所	白井駅
西白井線	白井車庫	白井保育園・白井工業団地・富塚・西白井1	新鎌ケ谷駅
北口循環線	千葉ニュータウン中央駅	桜台センター・桜台3丁目	千葉ニュータウン中央駅

《船橋新京成バス》

路線	起点	主な経過地	終点
西白井線	西白井駅	清水口・野口台公園	ニュータウン七次台
	鎌ケ谷大仏	大松入口・西白井駅・ 清水口・野口台公園	ニュータウン七次台
	鎌ケ谷大仏	ヤマザキグランド前・大松入口	西白井駅

利用状況

《ちばレインボーバス》

- 白井線は減少傾向にあり、これは、県道５９号線の渋滞の影響により運行の定時性が確保できず、利便性が阻害されていることが原因である
- 鎌ケ谷線は一時減少傾向にあったが、近年は増加傾向にあり、これは柏市しいの木台地区の利用者の増加が原因である。
- 西白井線は増加傾向にあり、これは、西白井地区の居住者人口の増加に伴い、利用者が増加したことが原因である。
- 西白井線では、平成28年4月から柏市のセブンパークアリオ柏に平日３本、土曜・休日６本の運行を開始しており、更なる乗車人員の増加が見込まれる。

《船橋新京成バス》

- 西白井線は減少傾向にある。これは、生産年齢人口の減少による通勤通学需要の低迷が原因である。

ちばレインボーバスの乗車人員の推移

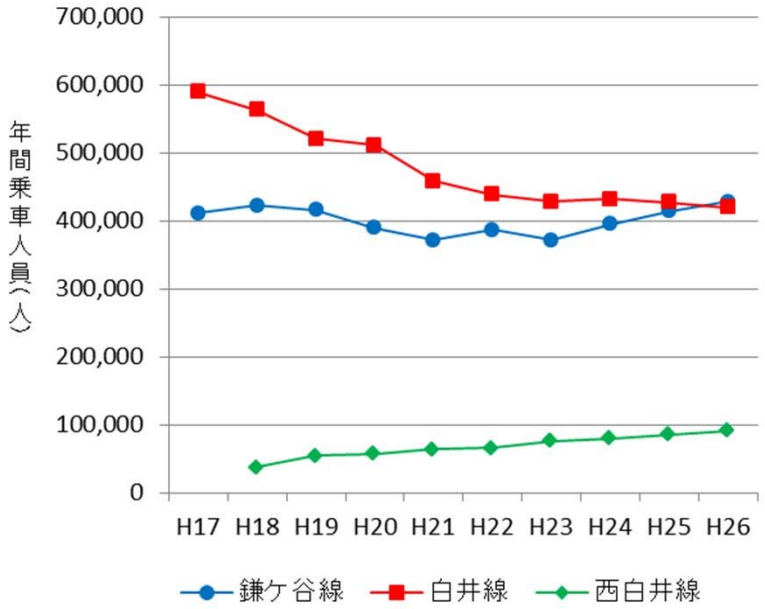

船橋新京成バスの乗車人員の推移

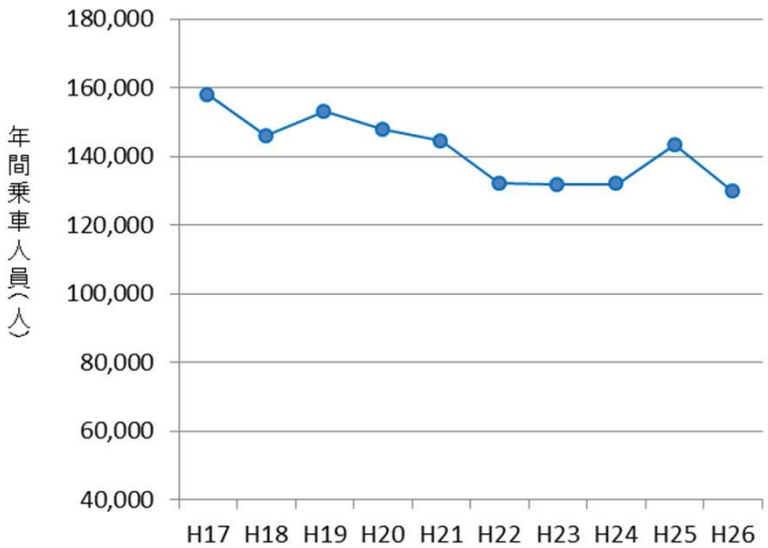

路線バス　路線図

平成28年3月末時点

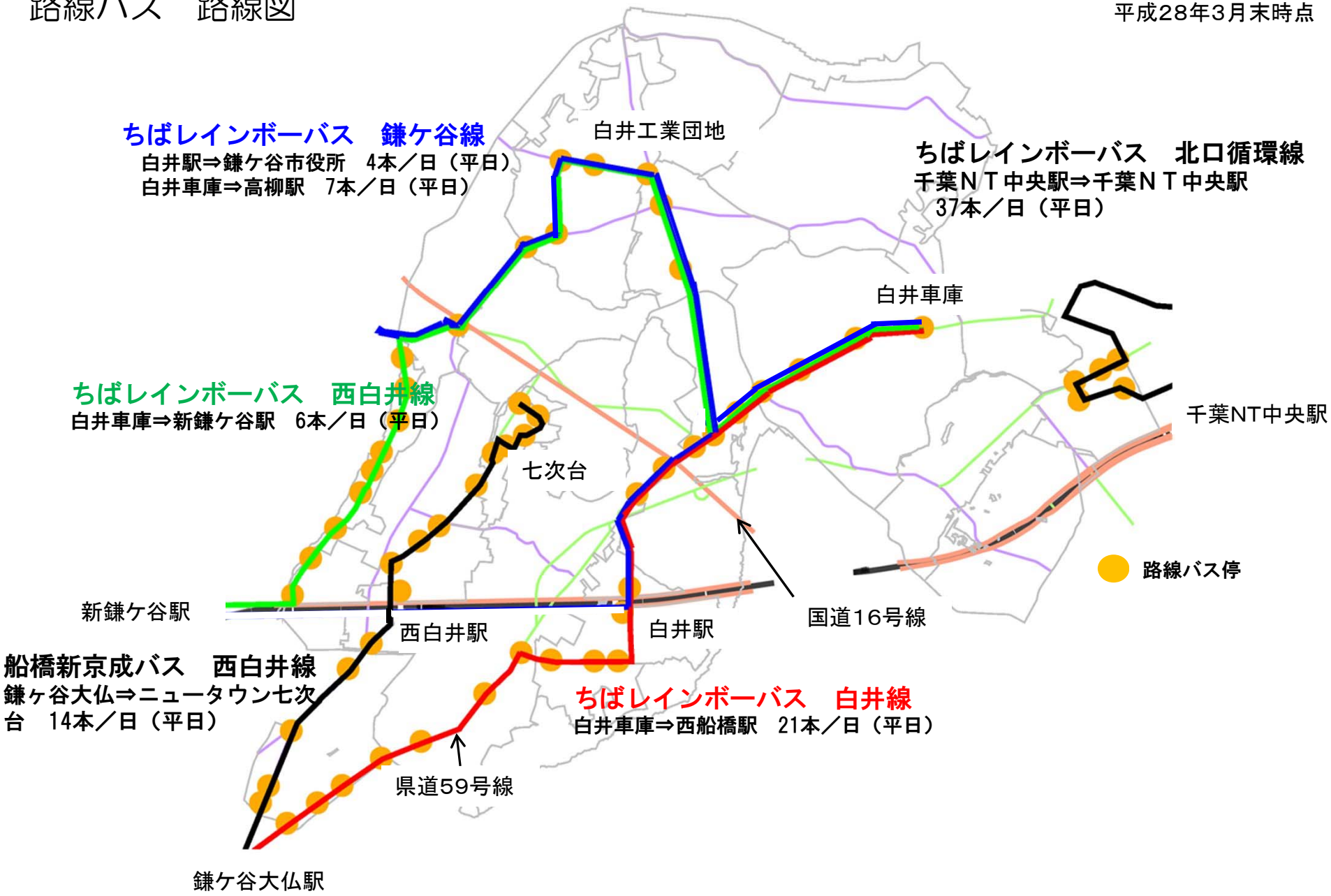

（４）循環バス

概要

・交通弱者の移動手段の確保、交通空白地域や交通不便地域の解消、公共施設等の利用促進を目的として、東西南北の４ルートを運行している。

・各ルートで、おおむね7時から19時台にかけて、１日４～７便運行している。（日曜日・祝休日は運休）

利用状況

・利用者数は、平成20年の新鎌ケ谷駅等を組み込んだルート設定、平成22年の鎌ケ谷総合病院を組み込んだ東西南北のルート設定により増加傾向にある。

・ルート別にみると、平成２２年のルート見直し以後は、新鎌ケ谷駅や鎌ケ谷総合病院を経由する西ルートと南ルートが増加傾向にあり、東ルートと北ルートはおおむね横ばいで推移している。

循環バスの利用者数の推移

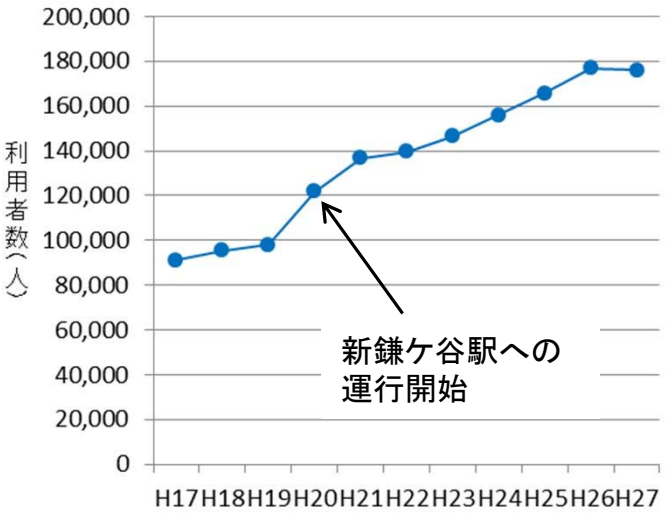

循環バスのルート別利用者数の推移

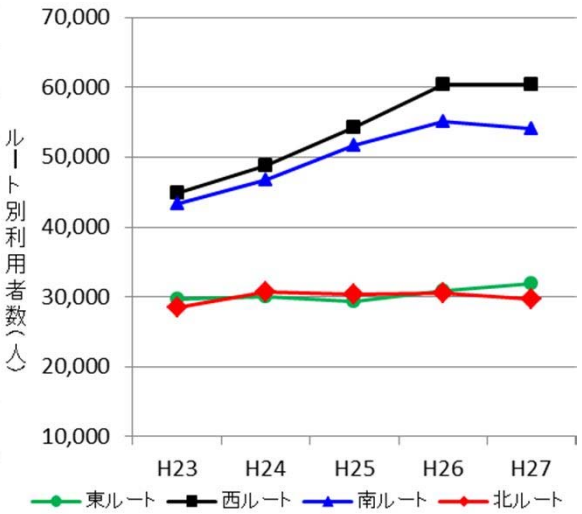

乗客１人当たり市負担額等の推移

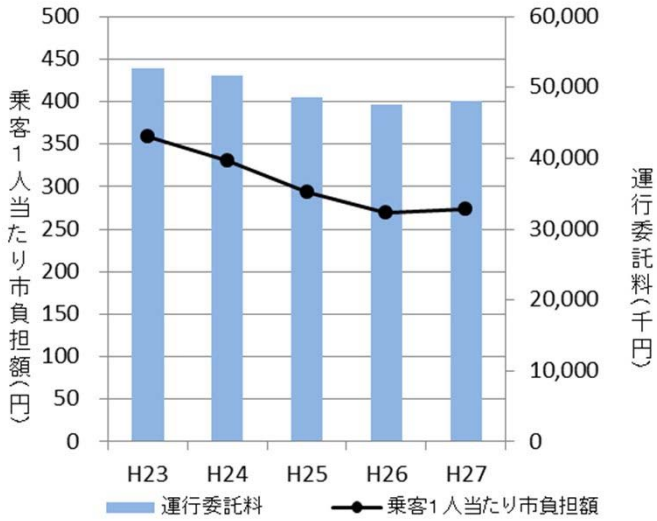

循環バス路線図

平成28年3月末時点

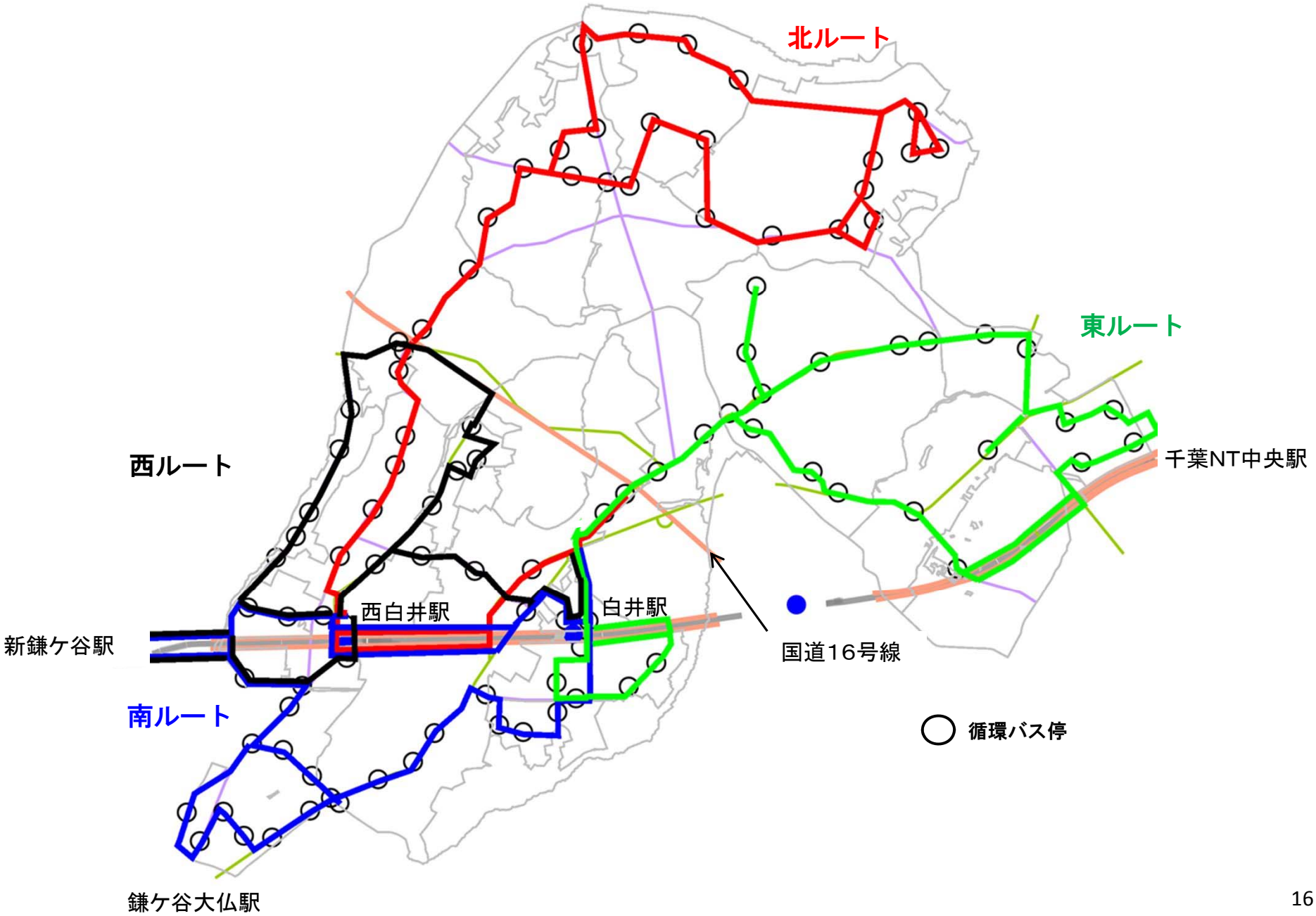

路線バス・循環バス路線図

平成28年3月末時点

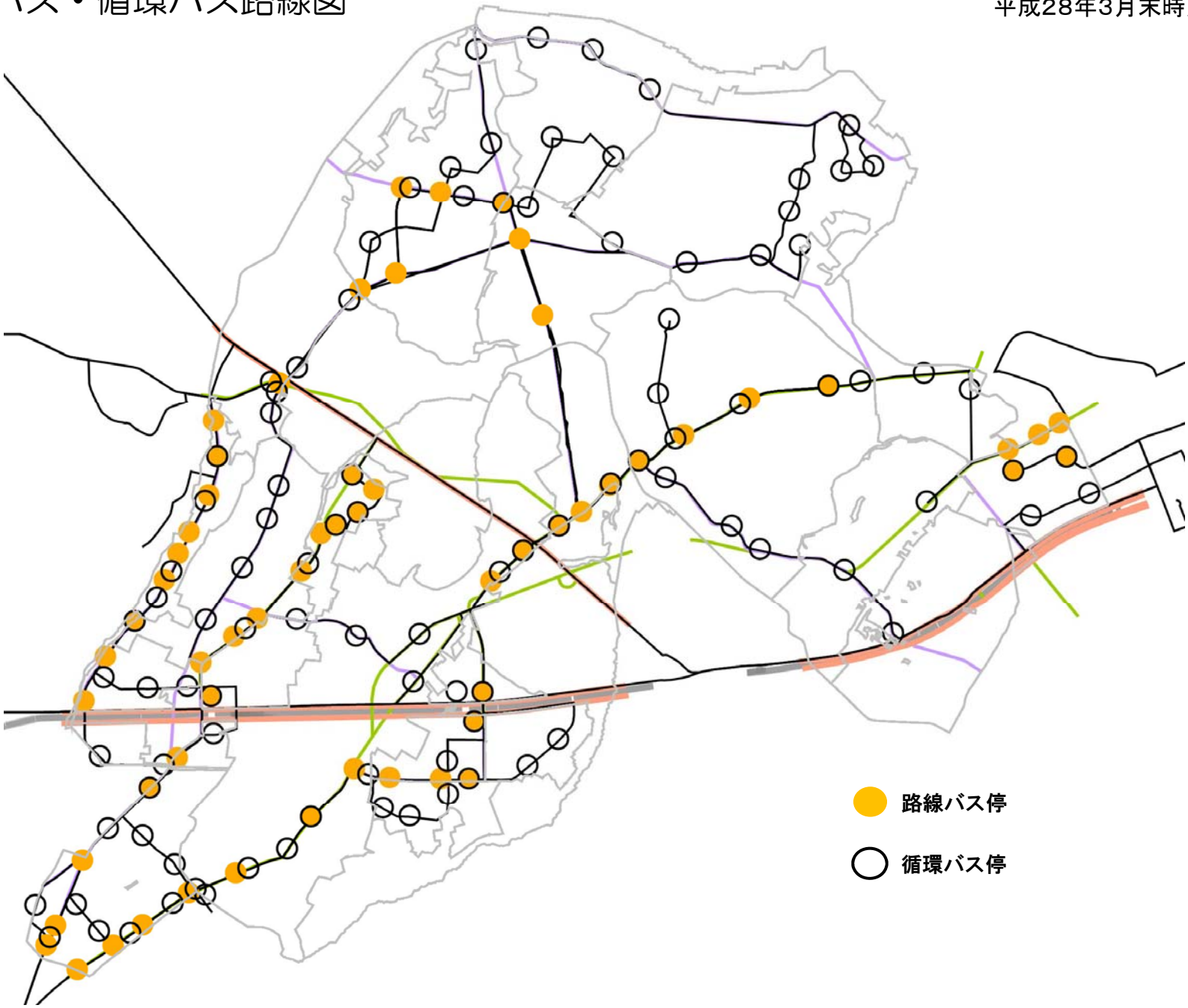

（５）公共交通によるカバー状況

①鉄道・路線バス・循環バスによるカバー状況

平成27年3月末時点

※鉄道駅を中心に半径１㎞、
各バス停を中心に半径500m
を徒歩圏と設定

公共交通がカバーしていないエリアは、
・面積4.58㎢（市域の12.9%）
・人口812人（総人口の1.3%）

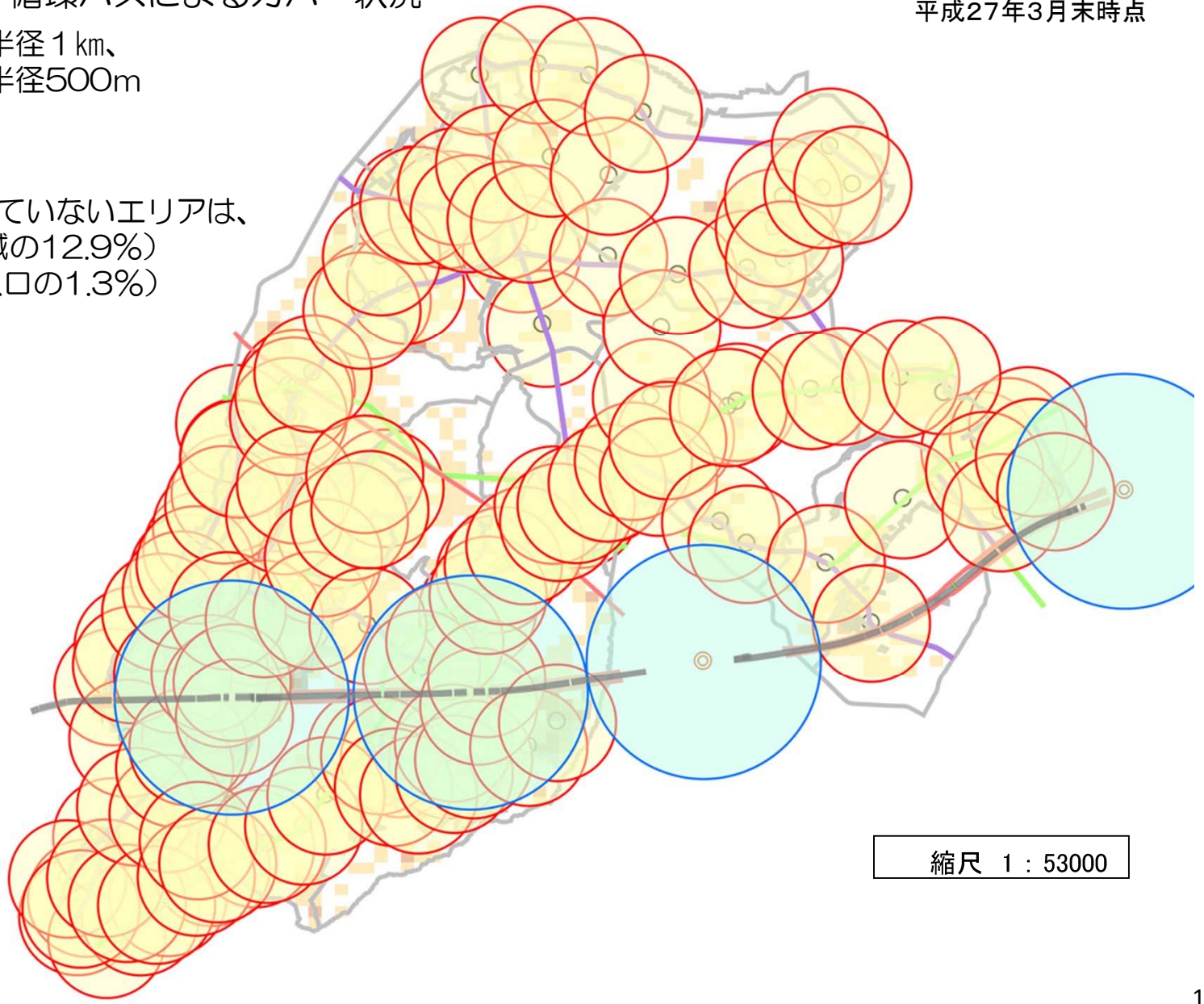

縮尺　1：53000

②鉄道・路線バスによるカバー状況

※鉄道駅を中心に半径１㎞、
各バス停を中心に半径500m
を徒歩圏と設定

平成27年3月末時点

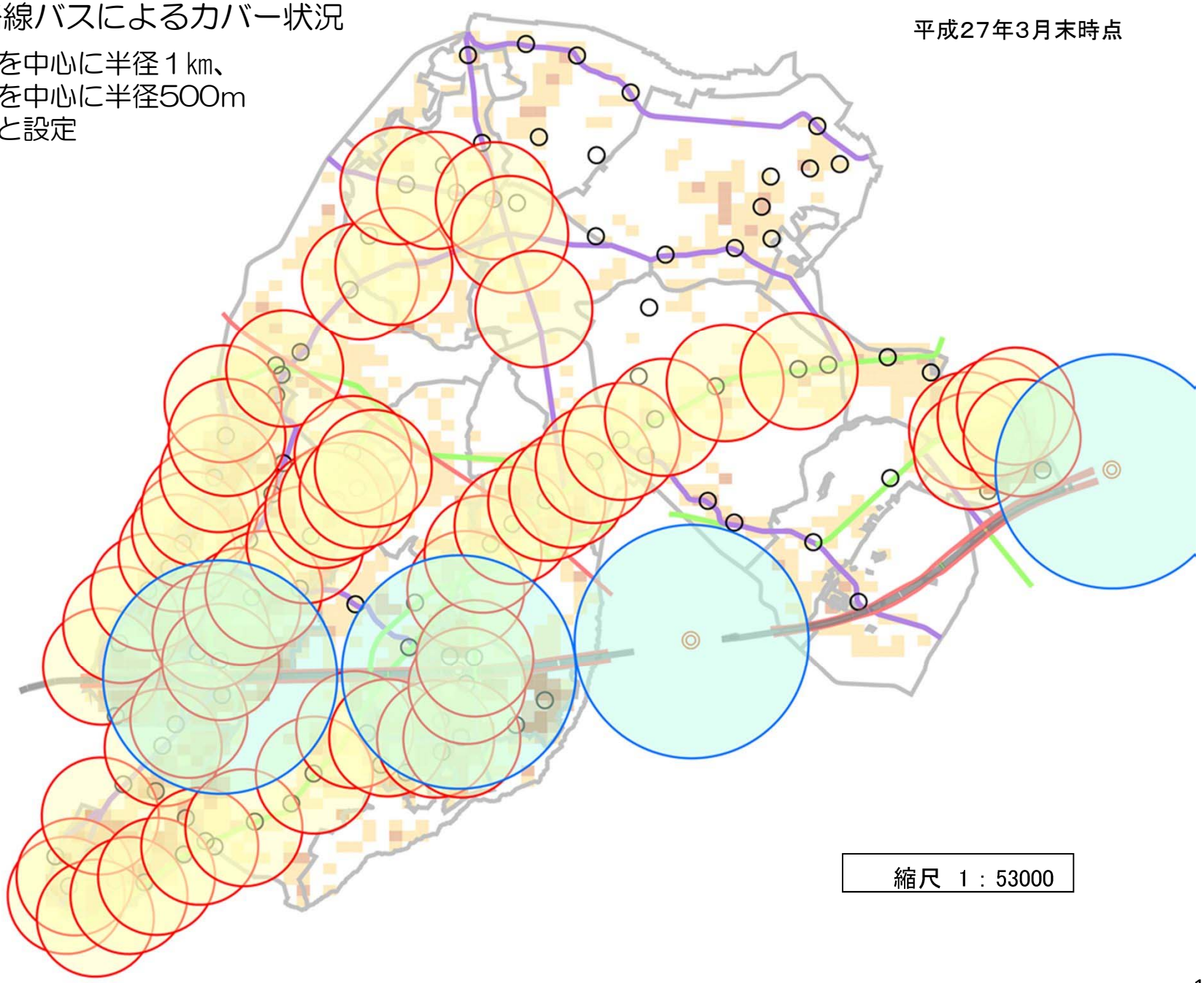

縮尺　1：53000

③鉄道・循環バスによるカバー状況

平成27年3月末時点

※鉄道駅を中心に半径１㎞、
各バス停を中心に半径500m
を徒歩圏と設定

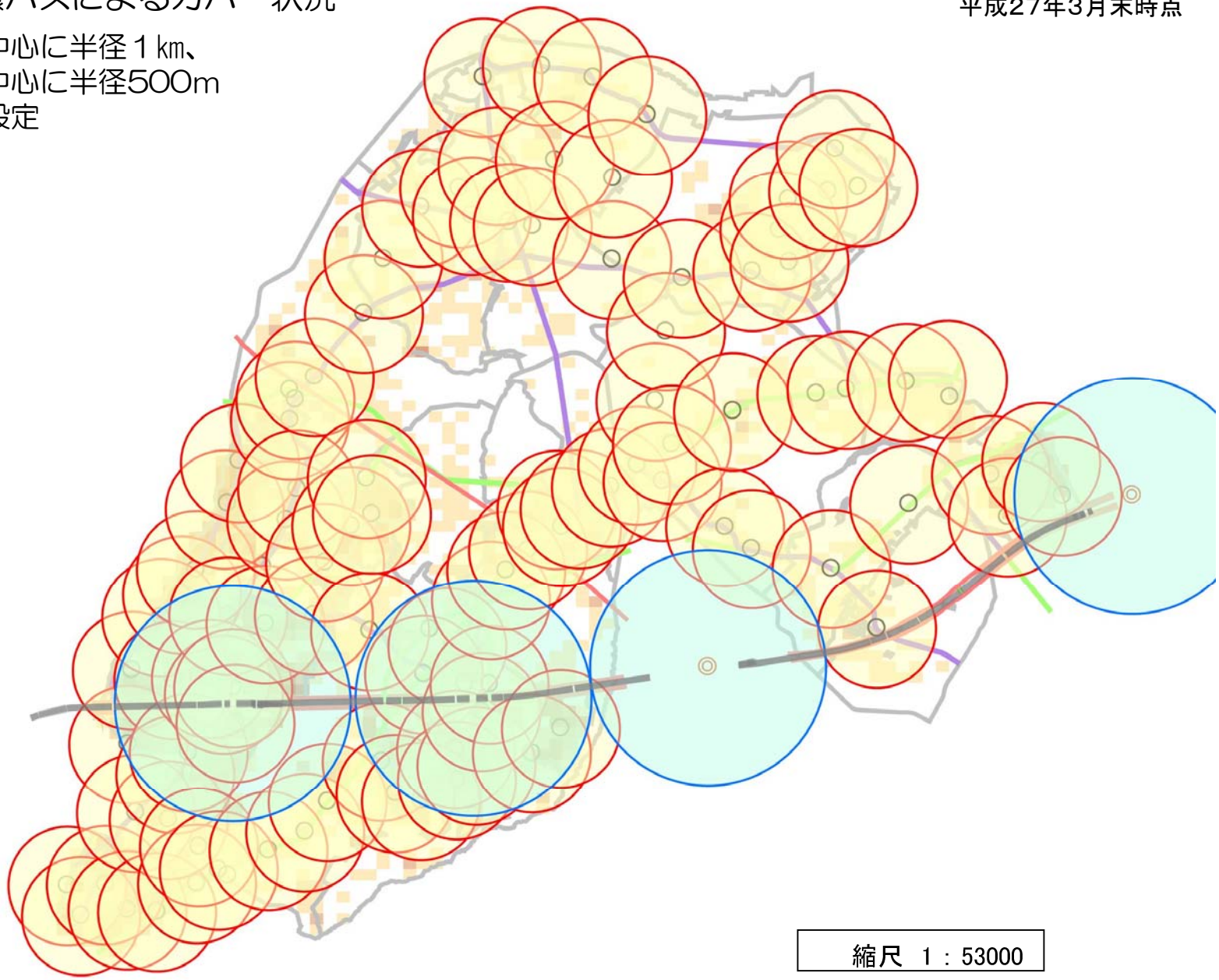

縮尺　1：53000

5　市民のニーズ　～H24循環バス　アンケート調査から～

●アンケート実施概要

配布方法：循環バス車内、市役所、駅、センター等で配布
回 収 数：366件（回収率：43.5%）

●アンケート結果

回答者年齢

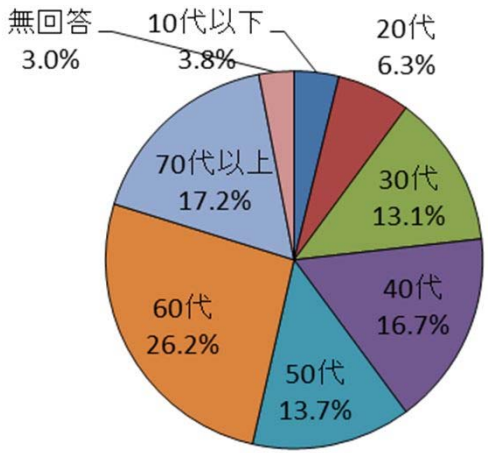

Q．どのくらい利用していますか。

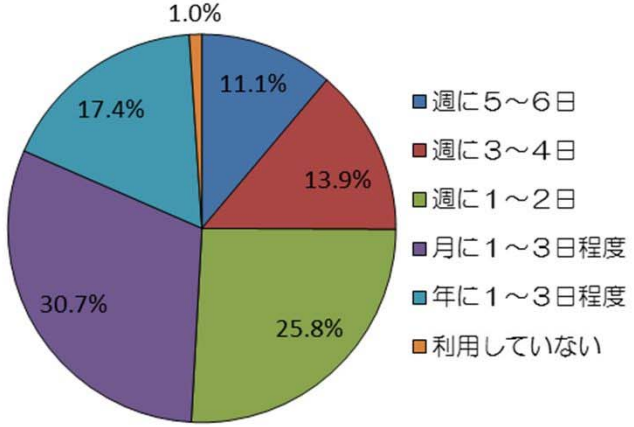

Q．利用していない方の利用していない理由は。

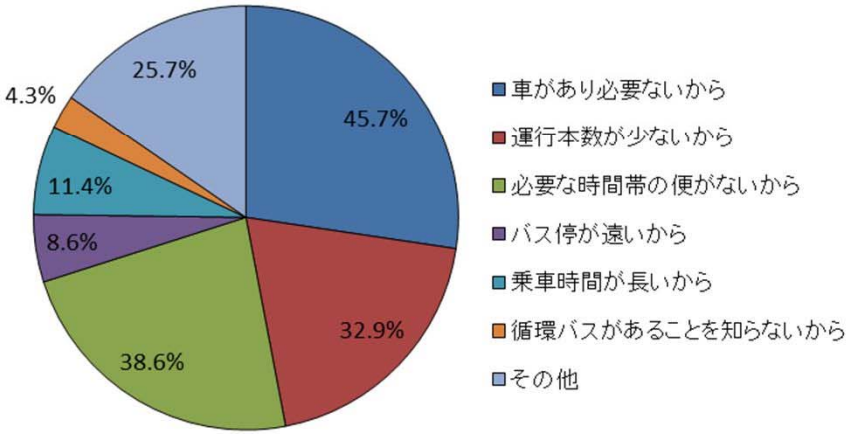

Q．どこに行く時よく利用していますか。

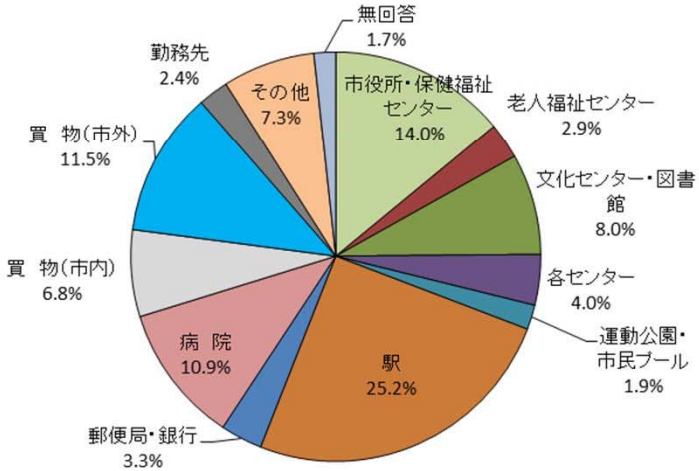

6　循環バスの見直しの視点

●まちづくりとの連携

・総合計画や都市マスタープランに基づき、都市機能が集約する拠点、各地域の拠点、居住エリアなど、拠点間のネットワークを強化する。

●地域特性やニーズに応じた運行

・循環バスは、交通空白地域等の解消に一定程度寄与しているが、網羅性を重視した結果、速達性に欠け、運行頻度が低く、市民ニーズに十分に応えられていない状況にあるため、それぞれの地域特性に応じ、市内の循環性を重視した運行を検討する。

・運転免許を持たず、家族等による送迎も不可能な高齢者等の増加が懸念されるため、市内における普段の買物、医療・福祉、教育・文化等都市機能等への身近な交通手段を確保する。

●持続可能な運行

・路線バスと循環バスの路線の重複があるため、速達性を重視して主要道路を走る路線バスと、路線バスを補完し市民の身近な足となる循環バスとの役割分担を明確にし、効率的な運行ルートを検討する。

・人口減少による税収減に伴い市財政の悪化が懸念される中、人口減少による公共交通需要の低下、高齢者の増加による交通需要の増加など需要見込みを予測しながら、適切なサービス水準を見極める必要がある。

7　今後の方向性

①市役所周辺の2病院への運行

・市役所周辺の２病院に運行するルートを検討する。

②地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の策定

・地域公共交通網形成計画を策定・実施し、本市の持続可能な公共交通ネットワークを形成する。
・同計画の実施計画の１つである地域公共交通再編実施計画を策定・実施し、本市の公共交通ネットワークの再編を推進する。

地域公共交通網形成計画とは

・地域公共交通活性化再生法に基づく計画

・「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たす。

・本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上に向けて、コンパクトなまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業を定める。

地域公共交通再編実施計画とは

・地域公共交通網形成計画の実施計画の１つ

・公共交通ネットワークの形成の実現に向けては、個別・局所的な取組だけでなく、地域全体の公共交通ネットワークを総合的に再編する必要があるため、再編に向けて取り組む事業を定める。

計画策定のメリット

①公共交通政策の明確化・継続性の確保

②まちづくりとの連携強化

③関係者間の連携強化

④公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

⑤国の財政支援（計画の策定や実施）

法定協議会

・計画の策定及び実施に関する協議を行うため、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会を組織するが、白井市地域公共交通会議に必要な関係者を追加することにより法定協議会とする。

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠	地域公共交通活性化再生法	道路運送法
目的	地域公共交通網形成計画の策定・実施に関して必要な事項を協議する	地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため、地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様・運賃等について協議する
構成員	・地方公共団体 ・公共交通事業者 ・道路管理者 ・地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・地方公共団体が必要と認める者 （公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者等）	・地方公共団体の長 ・一般旅客自動車運送事業者及びその団体 ・住民 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・道路管理者 ・都道府県警察

《参考》地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画の法定の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	**「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」**	**「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画**
記載事項	**〔記載する事項〕**（法§５②） ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 ② 計画の区域 ③ 計画の目標 ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体 （※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§５④）） ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項 ⑥ 計画期間 ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 **〔記載に努める事項〕**（法§５③） 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項	**〔記載する事項〕**（法§27の2①、法§27の3①） ① 実施区域 ② 事業の内容・実施主体 ③ 地方公共団体による支援の内容 ④ 実施予定期間 ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法 ⑥ 事業の効果 ⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項 ⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項 ⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

（資料）国土交通省

地域公共交通活性化再生法の概要

国土交通省

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項　等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が策定）

協議会を開催し策定
（地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価　等

地域公共交通特定事業

（地域公共交通網形成計画に事業実施を記載）

軌道運送高度化実施計画	道路運送高度化実施計画	海上運送高度化実施計画	鉄道事業再構築実施計画	地域公共交通再編実施計画	鉄道再生実施計画
（事業者）	（事業者）	（事業者）	（地方公共団体・事業者）	（地方公共団体）	（地方公共団体・事業者）
国土交通大臣が認定					国土交通大臣に届出
軌道運送高度化事業（LRTの整備）	道路運送高度化事業（BRTの整備）	海上運送高度化事業（海上運送サービス改善）	鉄道事業再構築事業（鉄道の上下分離等）	地域公共交通再編事業（公共交通ネットワークの再構築）	鉄道再生事業（廃止届出がなされた鉄道の維持）
（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）	（事業者）

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

8　今後のスケジュール（案）

年月		①市役所周辺の2病院への運行	②地域公共交通網形成計画等の策定	会議
平成28年度	7月	運行ルート検討	計画策定業務委託内容の検討	①
	8月			
	9月			②
	10月		国庫補助金要望	③
	11月		法定協議会の設置条例案議会上程	
	12月	運行ルートの確定・運行経費見積もり	法定協議会の設置条例制定	④
	1月			
	2月			
	3月		計画策定業務委託事業者の公募	
平成29年度	4月	バス事業者決定・契約（H29.9～H32.8）	計画策定業務委託契約	
	5月	運輸局申請・道路占用申請	地域性・公共交通の実態調査 問題点・課題の整理	①
	6月	運輸局認可・道路占用許可		
	7月	見直し運行周知 時刻表・ルート図印刷		②
	8月		計画の目標の検討	③
	9月	病院運行開始	目標実現のための施策の検討	
	10月			④
	11月			
	12月		地域公共交通網形成計画案の策定	⑤
	1月		パブリックコメント	⑥
	2月			
	3月		地域公共交通網形成計画の策定	⑦

年月		①市役所周辺の2病院への運行	②地域公共交通網形成計画等の策定	会議
平成30年度			地域公共交通網形成計画の推進 地域公共交通再編実施計画の策定	
平成31年度				
平成32年度			見直し後の公共交通サービスの運用	